

## 第2次福山市上下水道事業経営審議会（第3回）議事録

- 1 日 時 2018年（平成30年）10月30日（火）  
9時30分から12時5分まで
- 2 場 所 中津原浄水場 水質管理センター2階会議室
- 3 出席委員 10人（委員総数 10人）  
小川 智弘  
小田 直子  
客本 牧子  
日下 真吾  
河野 太道  
武井 晶代  
堤 行彦  
角田 千鶴  
橋本 哲之  
平田 宏二  
（※名前は五十音順）
- 4 傍 聴 人 1人
- 5 次 第
  - (1) 開会
  - (2) 報告事項
    - ① 2017年度（平成29年度）水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の決算の概要について
  - (3) 議事
    - ① 用途別から口径別への移行について
    - ② 基本料金と従量料金の割合について
    - ③ 段階別従量料金の累進について
    - ④ 資産維持費について
  - (4) 閉会
- 6 議事録
  - (1) 報告事項
    - ① 「2017年度（平成29年度）水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の決算の概要」について  
  
・事務局から「2017年度（平成29年度）水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の決算の概要」について報告した。

その後、次の内容の質疑が行われた。

- 会 長 水道事業のところで、給水人口が減少しているが有収水量が増加している。何か理由があるか。
- 事務局 給水人口は確かに減っているが、夏場の猛暑ということで、かなり有収水量が増えている。
- 1戸当たりの有収水量は減少傾向にあるが、全体的には有収水量は増加している。ここ数年は、夏場が猛暑であるとか、冬場の寒波で漏水が多く発生したというようなことで水量が伸びているということもある。
- 委 員 資料で、資金残高が36億円となっている。この36億円という数字は、以前の審議会で、平成30年度には確か枯渇するという見通しがあつたが、今に至ってこうなったという経過をどのように分析しているのか。
- 事務局 この財政状況の中で、見ていただきたいところは、当年度資金残高のところと、民間でいうと赤字、黒字を判断する収益的収支の差引である。
- 公営企業独特であるが、3条で黒字を確保していくということがある。資金残高が見込みより減っていないという状況であるが、まず収入が見込みより減らなかったというのが大きな要因である。
- 我々が財政見通しを皆さんに提示した時には、毎年1億円であるとか2億、3億という規模で料金収入が減少していたというようなこともあって、将来的な水需要、料金収入を減少する見込みとしていた。
- しかしながら、ここ4年ぐらいは料金収入が減らないという実態があつた。一方、支出の方であるが、大幅な見直しをやってきた。浄水場の委託も、平成29年度からやってきた。これについては財政見通しに入れていたが、それ以上に経費が削減できたというようなこともあつた。また、事務分掌を見直すことによって、人件費を削減できたというようなことから、結果的に資金残が増えたということである。
- 委 員 資金残は、我々が一番重視するものである。また、資金残が出発点になっているのではないかと思う。今の説明で理解するが、このように結果が好転するというのは全国的な傾向か、それとも福山だけなのか。
- 事務局 全国的には、人口の減少というのが顕著に出ている事業体もあるので、収入も当然減ってきているのだらうと思う。ただ先ほど申し上げたが、水道料金増加の要因、減らない要因の一つが猛暑というのがあるが、その辺りは他の暑かった事業体は一緒かなと思つている。しかし、我々のところは、それだけではなく、ビジョンに基づいてしっかりと資金を確保するべく経費を削減してきたという取組もある。また、他の事業体に比べたら民間委託の取組については、かなり先進的に動いているのではないかと思つている。ただ、民間委託イコール経費の削減とは思っていないが、入札した結果、見込んでいた経費の削減よりは大幅に削減になったところが現実である。
- 会 長 今後は、料金収入が減らないような状況にはならないと思つている。

確認であるが、配水量が減っているが有収水量が増えたから収入が増えたという理解でよいか。

夏場の水量が伸びたということだったが、配水量は増えていないがどうなのか。

事務局 夏場の水量が伸びたというのは、あくまでも料金の算定根拠となる有収水量が伸びたということであり、配水量は減少している。水道は老朽管などからの漏水が一定程度あるが、有収率が上がっているという状況もある。配水量は減少したが、有収水量は増加したということである。

会長 こういう傾向が続くかどうかはわからないが、人口減少からいうと収益は減ってくるというのは間違いない。

事務局 人口減少からいうと収益は減ってくると思う。過去にリーマンショックがあったが、この時には企業が水を使わないという実態があった。これは水道、工水、下水の3事業とも大きく影響した。その当時、料金収入が大きく減少したという実態があったので、それを上振れする見込みということにはならない。一定程度減少すると見込んでいたのが、下がらなかったということである。

ただ、会長が言われるように今後は人口減少が影響してくるというふうには思っている。

会長 おそらく、以前作った時の資料から現状は見直しされていると思う。

委員 下水道事業の有収水量が落ちているが、何か理由があるか。

また、水洗化率が若干増えているが、まだ水洗化率が上がらないという要因があれば教えて頂きたい。

事務局 下水道の有収水量であるが、福山市は合流式の区域があり、理論上の汚水処理水量を出している。雨の状況によって有収率が下がってくる。

水洗化率については、上下水道局を挙げて取り組んでいく課題であるという認識のもと、徐々に率は上がってきている。ただ、家が古いであるとか、浄化槽を設置したばかりであるとかというような理由があって、思うようには率が伸びていない。

2年前に下水道接続指導要綱を設けて、より効率的に水洗化を促進していくという中で、1戸1戸理由を確認している。その中で浄化槽を設置したばかりというのであれば、浄化槽を適切に維持管理できているかどうかを確認したうえで、これだったら大丈夫だというのであれば接続を猶予している。また、資金がないというようなところもあるので、そこについては、所得を確認して猶予するなどの対応をとっている。

水洗化率の向上については、重点課題として今後も引き続き取り組んでいく考えである。

## (2) 水道料金及び下水道使用料のあり方について

- ① 用途別から口径別への移行について
- ② 基本料金と従量料金の割合について
- ③ 段階別従量料金の累進度について

#### ④ 資産維持費について

- ・前回の審議会で説明できなかった「資産維持費について」事務局から説明した。その後、次の内容の質疑が行われた。

会 長 資産維持費は、企業で言うと減価償却費のイメージと考えられるのか。  
事務局 資産維持費は、将来の更新投資をするために備えておくべき額である。  
安定的な経営をするためには借金を増やすことができないので、資産維持費を計上することによって、企業債の借り入れを抑制して安定的な経営を行っていくという目的がある。  
将来の更新投資を行う部分と企業債の借り入れを抑制するという目的がある。

委 員 今の試算では、どのくらいの金額になるのか。  
事務局 料金算定要領であると対象資産の3%となっているが、そのように積んでしまったら、大変な料金値上げになってしまう。

委 員 仮に3%だといくらになるのか。  
事務局 1年間で約20億円となる。現在の75億円の収入に対して95億円の料金収入がないといけないということになる。

会 長 資産維持費については、今後どのように取り組んでいくか、この後議論していただきたいと思う。  
次に、第2回の審議会において、色々質問があったが、それに対する回答ということで、事務局から説明をお願いする。

- ・中核市及び県内市の口径別基本料金（水道料金）、中核市及び県内市の料金比較（水道料金）について、資料に基づいて事務局から説明した。  
その後、4項目の論点について審議を行い、次の内容の質疑が行われた。

委 員 先程料金の説明をして頂き、他都市と比較すると福山市はどちらかという  
と安いということでしょうか。  
事務局 中核市で比べれば真ん中ぐらいである。安いわけでもない。  
料金は、各事業者で違っている。水源開発がどうなのかというようなことで異なってくる。例えば、熊本市であったら地下水が豊富で、それをくみ上げて少しの処理をしてそれを送れる。水源がしっかりしたものになっているかどうか大きな違いかと思う。

委 員 そのあたりでは、広島県でもそれが出ているように見えるがどうか。  
事務局 県内であれば安い方である。

委 員 口径別か用途別かというところ、感覚的には市民の側に立てば、用途別の方が分かりやすいと思う。口径別の方が分かりにくい。ただ、全国的な流れとか国の方向性は口径別になっている。  
料金体系を理論的に使用料の中身を積み上げたものが市民に納得できるような形であれば口径別の方がよい。私としては口径別の方が良いと思う

が、市民に対してわかりやすく説明できるようにしていかないといけない。  
会 長 料金が上がるとか下がるとかということは、その後の議論ということで、今日は、どちらにしていくのが今後の水道経営として適切かという議論を先ずしていただくことが必要であると思う。

ということで言うと、口径別にしていく方向に全国的には動いているが、それにしていく目的をもう少し明確に説明ができるようにしていただくことが必要である。

そのあたりの何か説明があればしてください。負担の公平性というのが前回から出てはいるが、口径別にするものの必要性をどのように住民の方に説明していくかということ、明確にできればいいかなと思う。  
事務局 福山市が採用している用途別料金体系は、一般用、公衆浴場用があり、その他工事等で使用する臨時用がある。用途別とはいうものの、大きくは一般用、公衆浴場用の2種類しかない。

口径別が良いという理由、また全国的にもそういう流れになっているというのは、負担の公平性である。たくさん水を使われるところについては、それに応じた料金を支払って頂くというのが、第一の原則であると思っている。しっかり説明しないといけないというのは、我々も重々承知しているが、先ずは負担の公平性をしっかり確保していくことが一番大きなところである。

それ以外となると、安定した経営を行うための料金体系を構築していかないといけないというのが当然出てくる。そのようにしていかないとなかなか収入が確保できない。例えば現在は、水量が1/2に減少すると料金収入がその3倍も4倍も落ちるという料金体系になっている。そのような料金体系だと安定した経営を行うことができないというようなことで、この2点が大きいところである。

会 長 用途別であるが一般用がほとんどで、用途として分けていないというのが現状としてある。そこを押さえておかなければいけない。

そういう意味で言うと、用途別という分け方が実質的には機能していない部分があるということが1点ある。

事務局 公衆浴場用については、物価統制令の関係で料金を安くするという国の施策もあるというところは明確にしておかなければいけない。一般用は、公衆浴場用以外である。福山市で言うと4件が公衆浴場用扱いで、それ以外は家庭用も大企業も全て基本料金は一緒である。そこが負担の公平性の部分で課題がある。水量を多く使用する大きなところがなければ、大きな配水管等を布設しなくてもいいのであるが、多く使用しているところがあるから大きくしているところがある。そこをしっかりと説明していかないといけない。

会 長 今、口径別という議論は、ほとんどが一般用でこれから議論をしていくということによろしいか。

用途別がほとんど機能していないという中で、13mmから300mmまで一般用として、大きい方は業務用で使われている場合が多い。

口径の別によって料金を変えていくのかどうか、というところの必要性について、議論をして頂くということかと思う。

その辺を踏まえて何か御意見があれば・・・

委員 先程、口径別基本料金ということで、11種類の口径別の料金を示されている。一般用というのは家庭用から大企業までということであるが、どのような口径が大企業で、どの口径までが家庭用なのかわからない。

また、仮に口径別であった時に、企業や家庭が口径を選ぶことができるのかどうなのか教えて頂きたい。家庭であれば13mm、20mmとあって、どちらがいいのか選べるものなのか。このような形の家ではこの口径とか、工場ではこの口径だということが決まっているのかどうなのか教えて頂きたい。

事務局 一般家庭用というのは、13mm、20mmがほとんどである。割合としては13mmが多い。その分け方は、蛇口の数によって13mm、20mmを決めている。場合によっては25mmもある。3階建てで3階まで直圧で送ろうとすれば25mmの口径が必要となる場合がある。

それ以外は、企業の使用水量に見合っただけの口径にしないと水が送れないということになるので、流量計算をして口径を決定している。

会長 ここていう25mm、40mm以上は、企業の方が多いということである。事務局 使用戸数からいうと約20万戸あるが、ほとんどが13、20mmで、25mm以上のところは、それほど多くない状況である。

会長 戸数からいうと、ほとんどが13、20mmで、水量でいうと口径が大きいところが多く使用されている。

委員 その中で20mmの中に営業用というようなところが入っているのか。事務局 用途別というのは、一般家庭用の所もあるし、1階は営業用に使っている所もあり、なかなか判断ができないところがある。

業務用という種別を福山市でも分けているが、ものすごく増えていっている。それより口径という物差しの中で判断した方が公平であると思っている。

委員 20mmの中に使用水量が少ない所と営業とかで使用してすごく多く使われる所が、幅広く混在しているということになっているのか。

事務局 そのような状況もある。

委員 メーターが大きい所は、使用する水量も多くなっているのて、口径別にすなくても従来の従量制でも形態的には一緒のような気がする。口径別にすることで公平性が確保できるということが今ひとつピンと来ていないのが正直なところである。

使う側からすると、使った分だけ料金が変わるという従量料金制の方がシンプルで、口径別というのは理解が難しいような気がする。

会長 口径別で考えようとしているベースの部分は、基本料金で、その使った量に対しての料金というのは、従量制ということである。

委員 使った総額で、固定部分と変動部分とのトータルでどうなるかということになる。ということは固定部分が上がってくるということは、変動部分は

緩やかになってくる。従量料金は緩やかになってくるという気はする。

今は使った分だけ料金が発生するが、口径別にすると、一生懸命節減しても節減効果あまり出てこない。固定部分が上がると、その効果が見えにくくなってくるのではないか。

事務局 口径別か用途別かは、基本的には基本料金の部分を考えていくということである。例えば、メーター1つを付けるにしても、13mmのメーターの金額と300mmのメーターの金額は、莫大違う。

それを計量法上では、メーターの取り換えを8年毎にやるというのがある。13mmだろうが300mmだろうと一緒にある。そうした時に、例えば13mmが1,000円で、300mmは30万円という場合に、基本料金が同じ720円であるとすると、これは本当に負担の公平性が確保できているのかということである。

基本的には、口径別にした時にどうなるのかということ、従量料金の部分でいうと大口の使用者は下がる。一般世帯が増えるというような状況なると思っている。

なぜそれをしないといけないかということ、今後の安定した水道料金収入を確保するためには、固定費をしっかりと回収できるような料金体系にしないといけない。従量料金は使っていくらということになってくるので、基本料金の所がすごく安かったら、リーマンショックのような経済危機が訪れた時、企業は水を使わなくなるし、一般家庭も使わなくなる。そうすると料金収入は、もっと減少してしまうため、固定費を一定程度確保していきたいという思いがある。

委員 経営的には理解できる。固定収入が増えることで、安定収入になることは理解できる。しかし、ユーザー側から見るとピンとこない。

委員 感覚的には用途別の方が分かりやすい。例えば用途別の用途をもう少し分けるというのも案としてある。

個人的には口径別でいきたいと考えている。ただ、口径別にしても都市によって金額が大きく異なっている。それぞれの都市において、総括原価を個別費用に基づいて配賦した結果こういう金額になっていると思う。

口径別にするのであれば、市民に対して理解を求めるために、それなりの説明が必要である。

委員 私は市民の一人として一番懸念しているのが、今20mmで家族が4人、5人いる世帯も、今後は徐々に一世帯当たりの人数が減ってきて、単身になってくると思う。その時に、営業で20mmを使われる方と、単身で20mmを使われる方が同じ基本料金になるということであれば、使った水量によって、少なく使う人も口径別にしてもよいと納得されるような料金制度を作って頂ければいいと思う。

単身の人と営業の人とが同じような料金体系であると市民の人は納得できないのではないかと思います。

委員 私も市民として、13mmとか20mmを使用することになると思うが、料金が今後少しでも上がる可能性があるとして、その理由が、例えば、人口

減少とか水道の安定した経営という理由だと、一般市民の人からすると、それは企業が勝手にやってくださいということになる。

料金が上がる理由というのが人口減少とか安定した経営というよりは、今後、将来を考えると、今の配管が老朽化して行って、今後これに投資するという未来に対するお金であれば、市民としてここに住みたいのであれば、払わないといけないという意識づけになると思う。

会 長 水道事業の経営で言うと、持続可能な形でこれからやっていこうとすると、設備投資、更新をしていかないといけない。それにはお金が必要である。

今言われた経営だけの判断ではなく、経営の判断の中に、将来の世代に負担を繰り越していかないということを含めて、今の世代を含めた対応をどうしていくかということ議論していく時が来ていると思う。

将来の経営として安定した水道事業の経営の形態であれば、そちらの方が将来を含めていいのではないかと、ということかと思う。そういう意味で基本料金の部分で、固定費をできるだけ多く賄っていくという形態にしていくやり方が経営のやり方としてベターではないかというのが審議会としての考えではないかと思う。

水道料金の話にどうしても行ってしまうが、今の水道を将来も安定して、ある程度平等の負担でいくと考えたときに、どういう形態が良いのかということだと思う。

どうしても水道事業の経営を持続的に進めていくという前提に立つと、色々なことを見直していかないといけないということかなと思う。

委 員 将来的に何か変えていかないといけないのは十分理解できる。その辺りは、市民の皆さんも理解頂けると思う。ただ、生活している者にとっては、今が大切というのが出てくる。前年度のように猛暑で水をよく使って頂いて、結果的によい決算が出来たという年ならともかく、渇水で節水と呼び掛けて、節水を市民の皆さんが理解して頂けるのであるけれど、それほど水道使用量が下がらない、というようなことも出てくるのかなと思う。その辺りが皆さん言われているように、どうやって市民の皆さんに説明して、ご理解いただけるかということが大変であると思う。

会 長 市民の皆さんにこの体系の見直しが必要であるということを説明することが必ずできないといけないと思う。

委 員 実際今、用途別体系と言いながら、99%が一般用ということで、用途別になっていないというのが、大きなところであると思う。

その中で、一般家庭もあれば、大きな工場のようにしっかり使っているような所もある。それでも基本料金は変わらないというところは、アンバランス、おかしいなという気持ちがある。だから用途別をもう少ししっかりと分けて、その用途に応じて使用水量に応じてするという方法もあると思うが、それがなかなか難しいということを言われている。

もう一つ、口径別というのがあるが、今は13mmも300mmも同じ基本料金である。先ほど言われたのは、13mmのメーターと300mmのメーターは、上下水道局が負担する金額として莫大の差がある。



一般的には、13mmと20mmが一般家庭で、もっと大きい所のしっかり水を使われて大きな口径を入れられている所も、基本料金は安くてその部分は上下水道局が負担している。メーターの料金にしても、本管から家庭へつなぐ管の太さなども変わってくる。

それが同じ金額の基本料金にするというのは、理解が難しい。掛かった費用に応じたような形で基本料金を算出するというのが正しいし、理解が得られやすいと思うので、口径別にするのであっても13mm、20mmや300mm、それにはこれくらいの費用が固定費として掛かる、だからその部分は差を付ける、ということをしっかり説明してほしいと思う。

委員 基本料金という名称が、使っても、使わなくても必要なものとなっている。マンションなどでは管理費、修繕費というのがある。基本料金と管理費というような名称があるが、基本料金の中に修繕とか交換するのにかかる費用が入っているということが分かるような名称で示して頂いたら納得して、分かりやすいかなと思う。

事務局 名称については、貴重なご意見ということで、承りたいと思う。

実際に料金を見直すということになれば、当然市民や企業に理解して頂かなければいけないと思っている。その時には、どのような影響があるのか、どれだけ今は負担の公平性がなくて、こういうふうな金額の違いがあるというようなことも含めて、説明をしていかないと誰にも理解して頂けないので、もしこれが審議会の意見として、こういう方向でというような話になれば、今後は答申を頂いて、我々の方が条例改正等に移っていくことになる。その段階ではしっかりと客観的判断ができる資料も含めて、説明していくべきであると思っている。

今は細かい数字は出せないが、実際にそうあるべきだという判断があって、我々としてもそうだとということになれば、そういう分かりやすい資料というのは出していった御理解を頂こうと思っている。

委員 料金的には使った分を払うというのが分かりやすいというのは、私もそう思う。固定した金額が安定的に入ってこなければいけないということもわかった。

使用する市民の立場で、金額は気になる部分になるので、自分の家の口径がいくらで、これだけ使うとこの金額になるというような、ポンと数字を入れることで料金が出てくるようなシステムがもしあれば分かりやすいと思うので、出来ればいいなと思っている。

また、基本料金が720円となっているが、過去に高度経済成長とかがあり、今後は人口減少がある。景気の動向や人口の増減などによって入ってくる水道料金の金額も違ってくるが、どのくらいの期間、基本料金が720円で、その前はいくらだったのか、教えて頂ければと思う。

事務局 現行の基本料金が720円というのは、平成27年度からで、その前に改定したのは平成10年である。平成10年から平成27年までは920円であった。それは1か月10m<sup>3</sup>まで、使っても使わなくても固定の920円というような料金体系にしていた。

これを見直した理由というのは、使っても使わなくても同じ料金なので、市民の方と議会の方から負担の公平性がないのではないかと、頑張って節水しても安くない、というようなことがあった。また、1か月10m<sup>3</sup>までの使用者の割合が30%を超えているという状況もあって、720円を基本料金として、そこから1m<sup>3</sup>使えば20円ずつ上乗せしていくという見直しをさせて頂いた。

システムについては、福山市のホームページの中にあり、使用水量を入力したら水道料金、下水道使用料の金額が出るようにしている。

会 長 用途別、口径別でいうと、口径別という方向性は皆さん御理解して頂いているかなと思う。ただ、それをきちっと説明できるようなものを準備して頂く必要があると思う。今、御意見が出た中で、絶対口径別でないといけないというようなことではないが、口径別の方が良いというような感じではおられるのではないかなと思う。

委 員 論点の2点目である基本料金と従量料金については、具体的な数字で表すのは難しいと思う。

基本的にはこの基本料金は、固定費を想定しているため、固定費を基本料金で回収すると基本料金が高くなる。このため、従量料金とのバランスをどのようにとっていくかが重要である。

また、公共負担（一般会計からの負担等）も合わせて検討したらどうか。

他都市の料金体系は、それぞれで皆異なっている。ここにある中核市や県内市の事例があるが、福山市がどのようにするか答えはないと思う。中核市や県内市の近い所など、何か参考にできればいいのではないかなと思う

会 長 この第2次の審議会で、何を答申するかが大きなポイントとしてあるかと思う。その中で具体的な料金がどうなるのかというのは、含んでいない。

水道の事業経営というものを今後安定した形で進めていくためには、基本料金と従量料金の比率は、もっと基本料金が高くないといけない。基本料金の比率を上げると高い金額になるのでどうかということもあるが、そういうことも考えていかないといけないですよ、ということろまでの答申になるかと思う。

市民の方は、どうしても身近な自分自身にどのように関わっていくかと思っておられる。それをもう少し分かりやすくするためには、工夫が必要であるという意見も頂いた。その辺はできることはして頂いて、方向としては口径別の方向で、基本料金と従量料金の比率を見直していかないといけない、というような形で整理していくということによろしいか。

基本料金と従量料金はどうなるのかは具体的には示せないということなので、他都市の事例を少し参考にしながら、これぐらいの方向になっていくというところを理解頂きながら、方針としては口径別に変えていく。従量料金も適切な従量料金のあり方にしていってください。

その必要性については、きちっと市民の方に説明できるような工夫と努力をしてください、という整理の仕方によろしいか。

資産維持費について、どうするか。資産維持費をきちっと額として支出の

中に組み入れていくということが今後は必要であるということも、方向としてはよろしいか。

委員 資産維持費は、こういう形で位置づけるのは当然だと思う。

ただ、現実的な問題として、資産維持率をどういう数字にするか、どの程度にするかというのがある。先程、3%、20億円という数字が出た。

これは確かに、総括原価に算入が認められているが、20億円は大きい数字だと思う。その辺は、激変緩和措置をして徐々に近づけていくという考え方が良いのではないかと思う。

会長 基本的な考え方として、資産維持費は考えていかななくてはいけないということは、皆さん一致していると思う。どれぐらいが適切かというところが今後の検討になってくるのかと思う。

委員 仮に資産維持費を3%とした場合、95億円ぐらい収入が必要であるというときに、当然収入も上げていかななくてはいけないという話になってくる。そのときに、収入を増やすための単価設定があるが、そこは切り離して考えていくのか。

資産維持費を含めた原価を頂くための収入の増やし方としての口径別なのかとか、これまでの議論と併せて考えないといけないのか。それとも、収入の頂き方と資産維持費の話は切り離して別のものという考え方でよいのか。

事務局 総括原価で、支出は能率的な経営の下における原価にプラスアルファということになると、料金の値上げになる。そこを位置付的にどう考えていくかということになるが、1から3までの議論とこの資産維持費は考え方としては、切り離して考えて頂きたい。

資産維持費イコールすぐ料金値上げというイメージではない。位置付的にはこれを入れておかないといけない。昔は更新という概念がなかったので料金の中に組み込んでいない。ただ、今後は更新投資の費用が必要である中で、たまたま福山市は、過去の料金設定したものを、何とか頑張って貯めこんだお金が36億円であるが、今後新たな費用として出ていくので、対応できないというところがある。

もう一つは、企業債残高の削減がある。水道は今、約400億円という状況であるが、今後、継続的に管路や施設の更新投資をしようとしたら、一定の借金をしていかないと資金をすぐ食いつぶしてしまう。そうすると、企業債残高は減らない。そういう中で、人口減少も避けて通れない状況があるので、後年度の使用者に借金を残したままにしていいいのかということもある。

資産維持費を位置づけた場合に、更新投資のために内部留保しておくか、企業債の借入れを下げ、将来の残高を削減していくか、これはやり方だろうと思う。

基本的にはそこの部分は、我々とすれば必要ではないかという中で、どれくらい上がるのかということとは別な話にして頂いて、内部留保資金として持っておくべきなのかとか、企業債残高を抑制すべきなのか、というところで、いろいろ御意見を頂きたいと思っている。

会 長 内部留保との関わりがすごくある。

違う形の名称で資産維持費という形で、総括原価の中に入れておくという事は、御理解頂けると思う。

事務局 平成27年度の下水道使用料の改定の際には、国の方も下水道の資産維持費という議論はされていたがまだなかった。地方公営企業法の中には事業報酬という位置付けがあり、いくらか利益を出すべきということで下水道使用料に資金ベースで積んだという経過がある。

目的は企業債残高を削減するという事で、下水道使用料にプラスさせて頂いた。

会 長 資産維持費という名目を別に出していく。内部留保の金額として適切な金額はどれぐらいか、ということも関わってくると思う。

方向性としては、そういうものが将来的には必要であると皆さんに御理解は頂いていると思う。

今日、御議論頂いた内容で、先程少し整理をさせて頂いた口径別への移行とか、基本料金と従量料金、段階別従量料金の累進度の考え方、その辺を御議論頂いたものをベースに、方向性としてはこういう方向性でということ、よろしければ審議会の答申として整理していきたいと思っているが、そのように進めてもよろしいか。

もしよろしければ、部会を設置して整理させて頂き、そこで作成したものを提示しながら議論して頂く、というような進め方でよろしいか。

(特に異議なし)

それではそういう方向に進めさせて頂く。

部会の委員は、第1次審議会の部会と同じ委員でよろしいか。

(特に異議なし。部会の委員は、堤会長、小田副会長、平田委員、日下委員の4名が承認された。)

これまでいろいろと御議論頂いたものを踏まえて、部会で答申の案を作成していきたいと思う。

以上で第3回上下水道事業経営審議会を終了する。

(12:05 終了)